平成２８年（フ）第５７６号
京都府宇治市小倉町蓮池151番地の72、開始決定時の住所京都府宇治市小倉町蓮池130番地の57
破産者　駒井　敦美
1　破産債権の届出期間　平成29年５月９日まで
2　一般調査期日　平成29年６月21日午前10時15分
平成29年３月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２９号
埼玉県上尾市井戸木３丁目10番地６　セジュールジュネスＡ―201、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字小泉711番地14
破産者　新妻　芳春
1　破産債権の届出期間　平成29年５月12日まで
2　一般調査期日　平成29年６月12日午前11時
平成29年３月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１８０５号
神戸市東灘区本庄町１丁目３番12―505号（前住所地）神戸市東灘区西岡本２丁目７番１―642号
破産者　中村　光孝
1　期日　平成29年６月６日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第３６号
熊本県菊池市大琳寺14番地１　マンション21盛美202号
破産者　德永　恵子
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３００４号
大阪府枚方市山之上西町14番10号
清算株式会社　株式会社三船
代表清算人　新熊　　巖
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（ヒ）第１号
徳島市八万町橋本27番地５
清算株式会社　ＭＫＴ株式会社
代表清算人　片山　克毅
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第３号
宮崎県小林市北西方字三本松2325
清算株式会社　カトー農産株式会社
代表清算人　太田　茂治
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所都城支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０１０号
東京都中央区京橋２丁目８番21号
清算株式会社　株式会社オリーブ
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１号
富山市秋吉142番地８
清算株式会社　株式会社アップル商会
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第９号
静岡市駿河区泉町３番15号
清算株式会社　株式会社イズミコム
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（ヒ）第２号
名古屋市中村区草薙町２丁目14番地
清算株式会社　株式会社西条松下清算会社
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（ヒ）第１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目２番37号
清算株式会社　株式会社弁天観光
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第１２号
東京都中央区日本橋室町３丁目３番１号Ｅ．Ｔ．Ｓ．室町ビル７階
更生会社　ＴＦＫ株式会社
管財人　小畑　英一
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２９年（再）第１号
神奈川県伊勢原市白根575番地
再生債務者　大山豆腐株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成29年３月17日
横浜地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２９年（再）第５号
大阪府豊中市服部寿町２丁目５番16号
再生債務者　株式会社ブレイブイン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目８番17号宇治電ビルディング11階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　木村　真也
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成29年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
北海道函館市大川町15番26号
再生債務者　中川建設株式会社
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年５月19日から平成29年６月２日まで
函館地方裁判所民事部